

小学校入学までの流れについて

(外国籍のお子さん用)

御前崎市の小学校入学までの流れは、以下の通りとなります。

(1) 8月下旬
入学許可申請書が届きます。

【教育委員会から直接郵送されます。】

○外国籍の児童には就学義務はありませんが、市立の小学校で学習する権利があります。住民基本台帳に基づき、小学校新入学予定児童の保護者あてに、入学許可申請書等を送付しています。入学を希望する場合は、「入学許可申請書」を在籍している園または学校教育課に提出してください。

入学を希望した場合

(2) 9月上旬～10月

学校における「ぜん息・アレルギー疾患等に関する対応について」の通知が届きます。

【市内の幼保園に通っているおさんは園を通じて、市外の幼保園に通っているおさんは郵便で届きます。】

○お子さんの病気（ぜん息・アレルギー疾患等）に関して、学校での配慮・管理が必要であることを学校に申告していただくものです。

○同封されている「学校生活管理指導表 活用のしおり～保護者用～」をご覧の上、学校対応を希望される方は「学校生活管理指導表の配付申込書」を提出してください。(希望しない場合は、提出する必要はありません。)

○学校生活管理指導表を提出していただいた子どもさんには、学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が届きます。また、保護者と学校とで、具体的な内容について個別の相談をしています。

(3) 9月下旬～10月

就学時健康診断の案内通知が届きます。

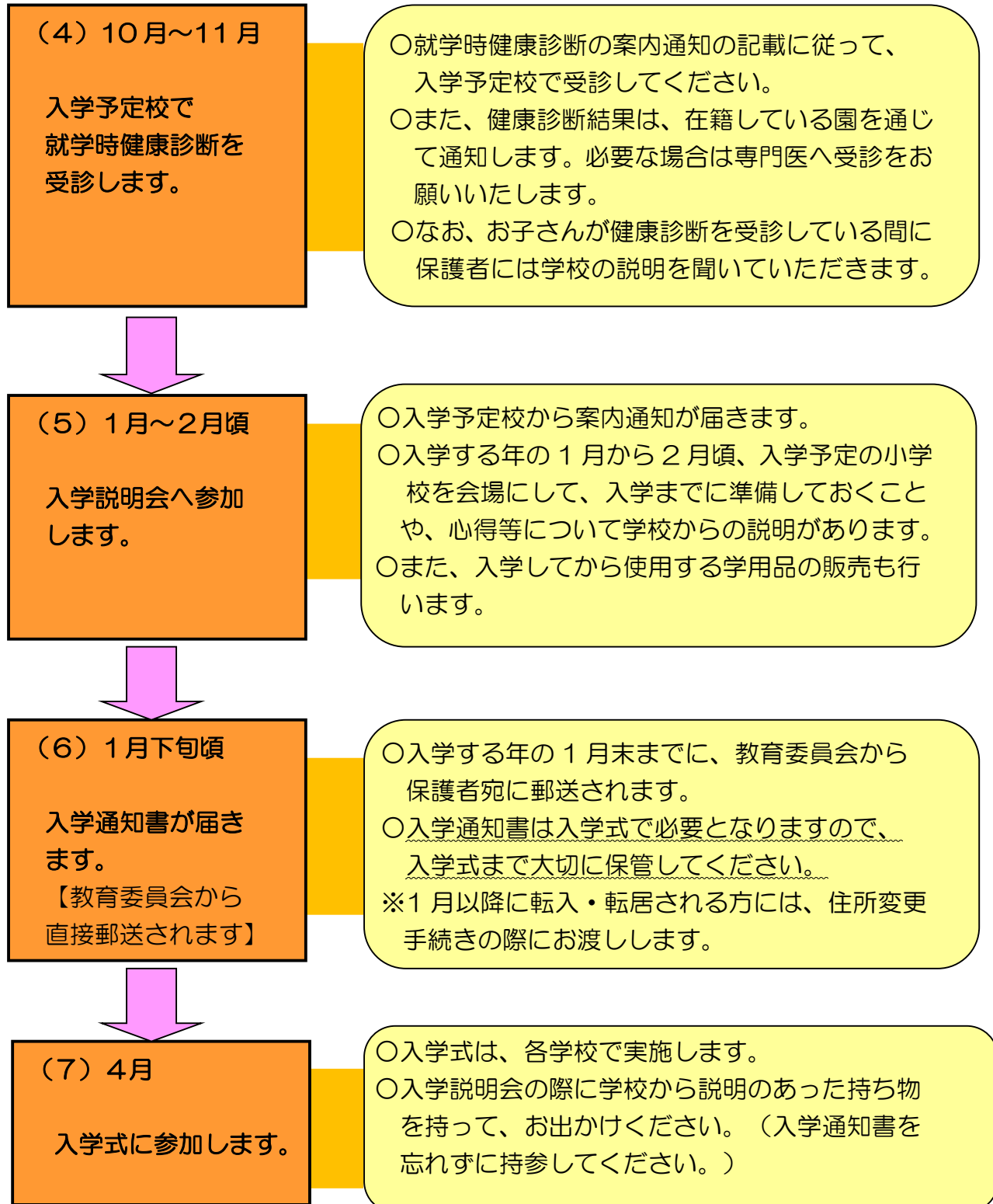
【市内の幼保園に通っているおさんは園を通じて、市外の幼保園に通っているおさんは郵便で届きます。】

○通知に同封されている「新入学児童健康診断〈予備調査票〉」に記入の上、在籍している園または学校教育課へ提出してください。

○就学時健康診断とは○

次年度4月に小学校入学予定の児童を対象に実施するものです。お子さんが元気に学校へ通学できるよう学校保健安全法によって定められている健康診断です。必ず受診しましょう。

御前崎市では、入学予定の小学校を会場に集団健診を行っています。



※このような場合は学校教育課へ必ずご連絡ください。

- ・ 入学までに引っ越しの予定がある場合
- ・ 市外の小学校や国立・私立小学校へ入学予定の場合
- ・ 入学通知書が届かない場合 など

〈問い合わせ先〉 御前崎市教育委員会 学校教育課
電話0537-29-8734

